

(9) なす

区分	省令技術名	認定基準	[参考]県慣行基準
有機質資材施用技術	① たい肥等有機質資材施用技術 (使用の目安:2~4t/10a) ※ 土壌診断に基づくもの		
化学肥料低減技術	① 局所施肥技術 ② 肥効調節型肥料施用技術 ③ 有機質肥料施用技術	化学肥料由来の窒素成分量 51.6kg/10a以下	73.7kg/10a
化学農薬低減技術	① 生物農薬利用技術 ② 対抗植物利用技術(センチュウ等) ③ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 ④ 天然物質由来農薬利用技術 ⑤ 光利用技術 ⑥ 被覆栽培技術(べたがけ資材等) ⑦ フェロモン剤利用技術 ⑧ マルチ栽培技術 ⑨ 機械除草技術	化学農薬使用回数(成分数) 32回以下	45回